

質疑回答書

案件名	宇治黄檗学園スイッチ賃貸借	
質疑番号	質疑事項	回答
1	貴市、落札業者のいずれの責めにも帰する事ができない事由（天災を起因とする納期遅延、社会情勢による遅延）等の不測の事態が発生し納期遅延となった場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	指名停止については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領別表第 4 (1) (契約違反) において、「正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、宇治市が契約を解除したとき。」と規定しているため、当該条件に該当する場合は指名停止の対象外となります。賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。違約金については、第 20 条の 2 (違約金) の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、支払いの対象外となるとしています。また、各日程の具体的な調整については、状況に応じて協議となります。
2	事前に契約書案をお示してください。	宇治市ホームページで契約書約款を掲載していますのでご確認ください。使用する約款は「賃貸借契約書（長期継続契約用）」です。URLは以下のとおりです。 https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/57867.html
3	弊社は物件の納入、設置、保守を第三者へ委託する予定であるが、①承諾を得るタイミング、②書面で承諾を得る必要があるか、③書面で承諾を得る必要があればその様式をご教示ください。	① 契約後 ② 再委託申請書を提出し、承諾を得てください。 ③ 別添 再委託申請書
4	本件は、保守を含まない契約でよろしいですか。	ご認識の通りです。